

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月1日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 末澤和政

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7723

【事務連絡者氏名】 取締役 経理・財務グループ長 藁科卓也

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7723

【事務連絡者氏名】 取締役 経理・財務グループ長 藁科卓也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

藤田観光株式会社 箱根小涌園
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

1 【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年2月28日

(2) 当該事象の内容

当社連結子会社である関西エアポートワシントンホテル株式会社が原告として、ホテル建物を賃借している三井住友信託銀行株式会社（訴訟提起時は、中央三井信託銀行株式会社）に対し、減額した賃料の確認を求める訴訟を提起していましたが、平成25年2月8日に大阪高等裁判所にて控訴審判決が言い渡された後、上告期限内に提起がなかったため、平成25年2月28日をもって当該判決が確定したものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

（連結決算）

同連結子会社は、不動産賃借契約から発生する損失について、解約不能期間の見込額として平成24年12月期に契約損失引当金1,407百万円を計上しております。

当該事象の発生に伴い、平成25年12月期第1四半期連結会計期間において、上記引当金の取崩額965百万円、並びに既に支払った賃料と減額した賃料の差額およびこれに係る金利相当額617百万円、合計1,583百万円を特別利益として計上する予定であります。

（個別決算）

当社は同連結子会社に対して、貸倒引当金および関係会社事業損失引当金を計上しております。

当該事象の発生に伴い、平成25年12月期において、上記引当金の取崩額1,583百万円を特別利益として計上する予定であります。

以上